

(全施設共通) 質問に対する回答

No.	分類	質問 (※事業者から提出のあった質問内容を、原文のまま記載しております。)	回答
1	税証明について	・法人税及び県税の未納がないことの証明はどこで取得すればいいですが。 ・提出資料①よりさいたま市の市税と記載があるが、どのような市税の証明書が必要となりますか？	・法人税については、税務署で取得できます。「納税証明(その3)」を取得してください。なお、県税の未納がないことの証明は不要です。 ・市税については、5税目(市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、事業所税、軽自動車税)のうち課税がかかっている税目の納税証明を提出してください。なお、課税がかかっていない税目、年分は提出は不要です。市税の税目及び取扱窓口については、下記URLの「税のしおり(平成26年度版)」の「9 市税の証明等について」をご覧ください。URL: http://www.city.saitama.jp/001/004/006/p014365.html
2	公募概要 条件等について	・発電量実績及び事業収支を定期的に報告とありますが、発電量実績だけではないでしょうか？	事業収支の報告も条件となります。
3	公募概要 条件等について	・構造の再計算による確認をすることとありますが、構造計算書がない場合は設置可能と判断したことを証する書類のみでよろしいでしょうか？	企画提案書提出の際には提出の必要ありませんが、条件等にあるとおり、陸屋根以外の形状の屋根に太陽光発電設備を設置しようとする場合は、協定書の締結前までに構造の再計算による確認をし、一級建築士が設置可能と判断したことを証する書類の提出をお願いします。
4	企画提案書について	設備整備費(様式7)の積算根拠は、当社の原価と利益率を開示することが必要です。金額欄の記入だけでは不十分でしょうか？	御社の運営に差しさわりのない範囲で、積算根拠の記入もお願いします。事業収支については、企画提案の評価項目となります。なお、さいたま市情報公開条例第7条の(3)アにより「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は原則不開示情報となります。詳しくは、下記ホームページから個人情報保護条例(さいたま市例規集にログイン後、第4編第7章をご覧ください)をご覧ください。 http://www1.g-reiki.net/saitama/reiki.html

(個別施設) 質問に対する回答

No.	分類	質問 (※事業者から提出のあった質問内容を、原文のまま記載しております。)	回答
5	大成公民館	屋上部分に設置してあるアンテナですが、現在使用してないように見られました。アンテナの移設または撤去は可能ですか。	現在使用しているかは不明です。撤去は可能ですが、撤去によって施設に不具合がある場合は、原状回復していただきます。また、撤去にかかる費用は事業者の負担となります。
6	産業振興会館	裏の通用口付近(受水槽わき)まで作業車は入っても大丈夫でしょうか。	(産業振興会館については、) 施設管理者と協議の上、施設の運営に支障をきたさない期間であれば可能です。
7	産業振興会館	裏の通用口付近にある芝生上に材料等を置いても大丈夫でしょうか。	(産業振興会館については、) 施設管理者と協議の上、芝生を傷めない範囲であれば可能です。芝生を傷めた場合は、原状回復していただきます。
8	産業振興会館	裏の通用口はどのように使用しておりますか。	(産業振興会館については、) 職員・利用者が日常的に徒歩での通行に利用しております。また、建物の通用口側の一角は利用者用の喫煙スペースになっております。
9	産業振興会館	工事の際、作業員が屋上までの昇り降りは外階段を利用してもよいでしょうか	(産業振興会館については、) 施設管理者と協議の上、施設の運営に支障をきたさない期間であれば可能です。
10	職員研修センター	センターの将来的修繕に支障のない範囲とありますが、具体的に決まっている修繕計画はあるでしょうか？	(職員研修センターについては、) 現状、設計等はしておりませんので、具体的な修繕計画はありません。建築着工から20年を経過した施設は、屋上防水を含む「中規模改修」をすることとしております。職員研修センターは建築着工後、「中規模改修」をしておりませんので、数年以内に改修する可能性があります。
11	職員研修センター	作業時間は警備員が在中していれば可とありますが、具体的な時間帯はあるでしょうか？	(職員研修センターについては、) 原則として平日の8時30分から17時15分となります。
12	職員研修センター	工事に必要な電気・水道の使用は可能でしょうか？	(職員研修センターについては、) 施設側の電気・水道は原則使用不可とします。工事に必要な電気・水道は、事業者側で手配をお願いします。
13	職員研修センター	屋上に資材を搬入するためにクレーン車を敷地内へ入れることは可能でしょうか？	(職員研修センターについては、) 施設管理者と協議の上、施設の運営に支障のない範囲であれば可能です。